

個人事業税の「駐車場業」に関する取扱いについて(お知らせ)

「駐車場業」は、地方税法で個人事業税の課税対象業種の一つに定められています。<u>駐車場業の認定基準</u>に該当する場合は、その所得が個人事業税の課税対象になります。

この駐車場業の認定基準に関する取扱いを、この度、次のように変更しました。

[変更の概要]

土地の貸主が、駐車場用地として一括して貸し付けている場合で、自らは建築物駐車場や機械式駐車設備を設置しておらず、かつ貸し付けた相手方自身は駐車せずに第三者に駐車させているようなケースは、令和2年分所得にかかる課税分から、駐車場業ではなく、住宅用以外の土地の貸付けとして不動産貸付業の認定基準に該当するかを判断します。

例えば、貸し付けた相手方であるコインパーキング会社等が、第三者に駐車させているような場合は、住宅用 以外の土地の貸付けとして取り扱います。

また、一括して貸し付けた駐車場用地に、貸し付けた相手方が駐車している部分と第三者が駐車している部分が混在しているようなケースでは、貸主が駐車場として利用するための管理行為※を行っていない場合は、住宅用以外の土地の貸付けとして取り扱います。

※管理行為…駐車場利用者の募集、駐車料金の徴収、駐車車両の特定など、駐車場の運営に必要な業務

(変更の経緯)

個人事業税における駐車場業は、国の通知で「自動車の駐車のための場所を提供する事業」とされています。 都ではこれまで、駐車場として使用する目的で土地が貸し付けられている場合には、「自動車の駐車のための場 所の提供」にあたるとし、駐車場業として認定を行ってきました。

しかし、駐車場の経営手法や土地の利用形態などが多様化する中で、不動産貸付業における土地の貸付けと の区分が困難な事例が増加してきました。

そこで、納税者の皆様に分かりやすく、適正で公平な課税を行うために、認定基準の取扱いを見直して明確にすることとしました。

この変更に伴い、これまでとは異なる認定結果となり、税額に影響が生じる場合があります。所管の都税事務所から、貸付状況について照会させていただく場合がありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

- ・個別のお客様の具体的な認定結果について・・・所管の都税事務所 個人事業税班
- ・認定基準の変更(制度面)について・・・主税局課税部課税指導課 個人事業税班(03-5388-2969)